

今冬の長期予報が発表されました

気象庁発表による本年12月から来年2月にかけての長期予報によると、上空の偏西風が日本付近で蛇行して平年よりも北側を流れるとみられ、いわゆる「西高東低」の冬型の気圧配置になるのが一時的なものになるため寒気が流れ込みにくくなる見込みです。そのため、今冬は北日本を含めて全国的に「気温は平年より高く」「降雪量は平年並か多い」と予想されていますので、今冬も雪への備えは今までどおり絶対に必要です。冬用タイヤや暖房器具などの準備・点検や万一の場合のための食糧や飲料水の備蓄（最低3日分、推奨1週間分）をお願いします。

アトサヌプリ(硫黄山)の防災について

火山は温泉、肥沃な土壌などの恩恵を与えてくれる反面、いったん噴火した場合には、噴石、火砕流などにより甚大な危害を及ぼすことがあります。そのため、平成28年に町が事務局である「アトサヌプリ火山防災協議会」を設立し、噴火に対する警戒監視、火山ハザードマップや避難計画の策定、応急対策訓練などを推進しています。

右の写真は、気象庁が設置・監視しているカメラから見た山影です。



問い合わせ先/役場総務課防災情報係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)

各種検定・資格取得に対する経費の一部を助成します!

人材育成支援事業補助金

町では、地域に貢献できる人材の育成や、町内企業の安定的な経営基盤の確保と雇用機会の拡大を図るため、検定試験受験費用や町内企業の従事に必要な各種資格・免許などを取得するための費用の一部に対し補助金を交付します。

【弟子屈町人材育成支援事業補助金】

- ▶ 補助対象者 ①町内の小学校・中学校・高校に在籍する児童・生徒の方
 - ②町内企業などに就職している、または就職予定で、5年以上弟子屈町に定住する意思のある方
 - ③町内で事業を営む会社、その他の団体、個人の方
- ▶ 補助対象経費/学校長が推奨する資格取得や検定試験の受験費用、事業に必要とする資格・免許などの取得費用

▶ 補助金の額および補助率/児童生徒は補助対象経費の2分の1以内で年度5千円以内、その他は補助対象経費の2分の1以内で年度5万円以内

申請期限 資格、検定費用の発生した年度から起算して2年まで

問い合わせ先/役場まちづくり政策課政策調整係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)

町税や保険料、水道料・住宅使用料などの各種使用料の納付はお済みですか?

12月は町税等完納強調月間です

生活に身近な福祉や教育、道路整備などの行政サービスは、みなさんに納めていただいた税に支えられています。

町では「滞納のないまち」をめざし、納期限を過ぎて也未納が続く滞納者に対し、法律に基づいた財産調査や差押を行うなど、徴収強化を図っています。かつては道内最下位だった収納率も現在では上位に位置し、滞納者の数は限りなく少数です。

納税は義務であり、滞納は許される行為ではありません。

12月は「町税等完納強調月間」です。税だけでなく、各種保険料や使用料などに納め忘れがないか、もう一度確認してください。



▶ 納付が困難な方は必ずご相談ください。

やむを得ない事情により一時的に納付が困難な方や、まとめて納付ができない方には計画的な納付ができるよう相談も受け付けています。滞納を放置することはしないでください。

◀ くしろ・ねむろ合同公売会を開催しました

町では初となる合同公売会を10月8日、釧路圏周観光文化センターで開催しました。

釧路・根室地域の市町村、北海道などが地方税の滞納により差し押さえた自動車や家電など391点を出品、公売会はこれらの売却代金を滞納税に充てることが目的です。今回は203点が落札、売却代金は約150万円となりました。多くの方にご来場いただき、納税に対する理解を深めていただくことができました。



除雪作業にご理解とご協力をお願いします

除雪作業の出動は、降雪量がおおむね10cm以上、または地吹雪、吹きだまりで交通に支障があると判断されたときに、主要幹線および通学路、集路路線を優先的に行います。

「吹雪、暴風雪警報発令中、および夜間」の除雪は、原則として行いません。



□ 路上駐車は除雪の障害

除雪作業で最も障害になるのが、路上での駐車です。路上に放置された車のために、除雪車が通れなかったり、除雪作業ができなかったりすることがあります。

□ 歩道などに物を置かない

歩道や路肩に、陳列品や旗立て用のコンクリート、木材などを置いておくと、吹きだまりの原因になったり、除雪の障害にもなったりします。あらかじめ、道路から離れた場所に移動させてください。

□ 除雪車には気をつけて

除雪車の運転技術者は、安全第一で細心の注意を払っていますが、作業稼働時はたいへん危険です。特に子どもの行動には目を配り、除雪車に近づけないようにしてください。

□ 玄関前の雪は皆さんで

除雪車が通った後に残される、玄関前などの雪の山。後始末を考えると、誰もが憂うつになってしまいます。除雪車の機能や、広い地域を迅速に回らなければならない作業の性格から、どうしても雪を残してしまいます。たいへんご苦労をおかけしますが、各家庭や事業所で除雪してください。

□ 道路に雪を捨てないで

除雪したばかりの道路に雪を捨てるといった光景を、毎年多く見かけます。この雪が凹凸を作り、交通事故を誘発する原因にもなりかねません。道路に雪を捨てないでください。

□ 消防水利に雪を捨てないで

「消防水利」と明示されたボールがある場所は、災害など緊急時の通り道になりますので、雪を捨てないでください。

今年もまた降雪シーズンを迎え、厳しい冬に突入です。

町では、皆さんの生活や生産活動を支えるために除雪作業を行います。皆様のご協力を得て除雪作業をスムーズに進めることが、経費抑制の上でも必要不可欠となってきますので、ご理解とご協力をお願いします。

町道除雪についての問い合わせ先/役場建設課 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 1 (課直通)
 国道除雪についての問い合わせ先/釧路開発建設部弟子屈道路事務所 ☎ 4 8 2 - 2 3 2 7
 道道除雪についての問い合わせ先/釧路建設管理部弟子屈出張所 ☎ 4 8 2 - 2 1 4 7